

六世紀における氏・姓制の研究

——氏の成立を中心として——

吉村武彦

On the Uji-Kabane System in the 6th Century

Takehiko YOSHIMURA

Studies on the Uji-Kabane System are important in order to make the political structure of the Yamato Dynasty in ancient Japan clear. The establishment of the Uji-Kabane System has close relationship with that of the Bemin “部民” System. This Bemin System was established on the historical premise that there was the Hito “人” System in the fifth century. I examined the results of current studies and the problems on the basis of the historical process like these. As the historical materials, I compiled the materials of epigraph before and after the establishment of the Uji-Kabane System and the documentary catalogs of main studies on Nihonshoki “日本書紀” and Kojiki “古事記” since the war.

The Uji-Kabane was established by taking the following three steps. The first step is the Hito System in “杖刀人” of the signature on the iron sword excavated at the tumulus “Inariyama kofun” or “典曹人” of the signature on the big sword excavated at the tumulus “Funayama kofun”. The Hito System means duty of services. They are inscribed in Chinese and the possibility that they were read in Japanese is strong. The second step is the time such transitional orthography as “開中費直” of the signature on the mirror in the Sudahachiman Shrine. The Uji-Kabane System was not yet established in these times. The third step is the second half of the sixth century in which the certain materials of the Bemin emerged. It is “額田部” of the signature on the big sword excavated at the tumulus “Okadayama ichigou kofun” and basically, it is inscribed in Japanese just as it is read. Consequently, the Uji-Kabane was established between the end of the fifth century and the first half of the sixth century.

Though the Hito System in the fifth century was influenced by China, the Bemin System in the sixth century was influenced by Kudara. The Uji was established with the establishment of the Bemin System. The Bemin System has close relationship with Miyake “屯倉” and Tadokoro “田莊”, and there is a qualitatively phased difference between the Hito System and the Bemin System. But, because the Uji is influenced by the Hito System, the essence emerges in Naoi-no-Uji. It is the Kabane that demonstrates the ranking of the Uji like this clearly.

《個人研究》

六世紀における氏・姓制の研究

——氏の成立を中心として——

吉村 武彦

はじめに

日本古代——とりわけ大化前代の政治・社会組織の究明に氏(ウヂ)姓(カバネ)制度の研究が重要である。従来の研究によれば、このウヂやカバネは五世紀末から六世紀前半にかけて成立したと考えられてきた。これには異説もあり、たとえば加藤晃氏は『日本書紀』にみられる「氏」の諸記述を「うち」と訓むことに疑問をはさみ、漢籍風の表記として退け、大伴・蘇我というような名称が『古事記』・『日本書紀』(以下、記紀と略す)の成立以前に「氏ウヂの名」であったとする考え方は疑問であるとする(『日本の姓氏』『東アジア世界における日本古代史講座』一〇、学生社、一九八四年)。しかし、この見解はウヂの理解を含めて問題点が多く、学界において支持する意見は少数である。

現在のところ、吉田孝氏が指摘するように、ウヂとカバネの成立は六世紀代に想定してさしつかえないだろう(『古代社会における「ウヂ」』『日本の社会史』六、岩波書店、一九八八年)。吉田氏の論考には加藤氏の前掲論文の影響がみられ、慎重ないまわしが多いが、基

本的枠組みとしては通説の延長線上にある。吉田氏の視点を継承しながら、屋上屋を架すきらいがあるが検討を加えていきたい。
なお、以下の行論では氏(ウヂ)との混乱を避けるため、氏の敬称は省略する。

一 岡田山一号墳出土の大刀銘

島根県松江市の岡田山一号墳出土(出土の日は、一九一五年へ大正四)の円頭大刀の銀象嵌の銘文(以下、岡田山大刀銘と略す)があったことが判明したのは、一九八三年(昭和五八)のことで、一九八七年には島根県教育委員会から『出雲岡田山古墳』の報告書が刊行された。公表された積文は十二字で、

各田部臣□□素□□大利□

である。十二字の積文と述べたが、判読できるのはわずか七字にすぎない。しかしながら、ウヂ名の成立を考えるうえでいくつかの情報を得ることが可能となった。

渡辺貞幸「岡田山一号墳」(『図説西日本古墳総覧』新人物往来社、

一九九一年)によれば、この古墳の特徴は次のようになる。墳丘の長さは一・五メートルで、二段築成の前方後方墳である。後方部の一辺と前方部の幅は一・五メートルで、墳丘から円筒埴輪と子持壺形須恵器が出土している。後方部には主軸と直交して半地下式の横穴式石室が造られ、全長は約五・六メートルである。時期としては六世紀後半を中心とする時期が想定される、などである。

このような考古学的知見によれば、報告書にも記されているように、銘文の「各(額) 田部臣」は額田部というウヂ名(ただし報告書では「額田」と、部民制の部の表記では最古の部類になる。後述する隅田八幡神社所蔵人物画像鏡銘の「開中費直」の解釈によっては、人物画像鏡銘の方が古くなる。しかし、必ずしも開中(ウヂ名)と費直(カバネ)とは考えられないので、少なくとも岡田山大刀銘が確實な最古の事例となる。こうした見解が正しければ、岡田山一号墳が築造された六世紀後半までには、ウヂ名とカバネが成立していたことになる。

すでに岸俊男は、応神天皇の男額田大中彦皇子と出雲臣の祖淤宇宿禰と倭屯田との間に密接な関係があること、また『日本書紀』仁徳即位前紀の倭屯田をめぐる物語が、ある程度の歴史的事実を踏まえたものであることを指摘している(『額田部臣』と倭屯田、『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年。ただし初出は一九八五年)。このように、少ない文字情報ながら、たいへん貴重な史料なのである。

しかしながら、残念なことに七字以上の確実な積読は困難である。こうしたなかで、八木充は次のような復原案を提示している。

額田部臣□□賜素伯大利刀

八木によれば、五・六字目の人名は強いて当てるとすれば「令嗣」であるという(五、六世紀の出雲と岡田山古墳大刀)、『山陰史談』(二二、一九八七年)。報告書の銘文細部の図版と銘文実測図をみれば、

八木の案は一仮説として成立する。ただし、現段階では報告書の確定した積文に依拠しておきたいと思う。

さて、積文の額田部について、かつて筆者は『国史大辞典』一一(吉川弘文館、一九九〇年)に次のような記述を寄せたことがある。少々長文であるが掲げておきたい。

部民の一種。応神天皇の子額田大中彦の名代説が有力である。

『新撰姓氏録』には、左京神別にある天津彦根命系と、摂津国神別にある明日名門命系の二種類がみえる。これによれば、諸資料にみえる額田部は必ずしも同一系統とは限らないかもしれない。天津彦根命系の左京神別、額田部湯坐連の項に「允恭天皇御世、被_レ遣_二薩摩国_一、平_二隼人_一、復奏之日、献_二御馬一匹_一、額有_二町形廻毛_一、天皇嘉_レ之、賜_二姓額田部_一也」という伝承をのせる。しかしながら、近年では応神天皇の子額田大中彦皇子の名代として、額田部を考える見解が有力である。額田部は、大和・河内を中心にして西海道の筑前・豊後・肥後から東海道の常陸、東山道の上野に至るまで広範囲に分布している。額田部の伴造氏族としては、額田部連・額田部臣・額田部直・額田部君・額田部首がいた。額田部連氏の本拠地は、大和国平群郡の額田郷(奈良県大和郡山市額田部北・南町付近)である可能性が高い。額田寺(額安寺)は、額田部連氏の氏寺である。六世紀後半に造られたという松江市の岡田山一号墳から「額田部臣」と象嵌された大刀が出土している。なお、額田部を額田大中彦の名代とする説以外に、田部の一種とみる見解がある(太田亮『姓氏家系大辞典』)。また、皇子養育のために置かれた皇子部民_二湯坐部_一としての性格を強調する見解(井上辰雄説)もある。(参考文献は略す)

辞典の原稿であるので、詳しい考証は省略しているが、現在でも基本的に変わらない。額田部は名代と述べたが、部民制については鎌田

元一による精力的な研究がある（『部』についての基本的考察）『日本政治社会史研究』上、塙書房。「王権と部民制」『講座日本歴史』1、東京大学出版会、ともに一九八四年）。しかしながら、筆者は、

(1) 名代・子代

(2) 豪族所有部（いわゆる部曲）

(3) 職業部（井上光貞説ではいわゆる「品部」）

の三区分説を堅持している。「額田部臣」のウチ名が最古の部類の資料であることは、偶然の可能性が強い。しかし、筆者は部民制以前に人制の段階を設定し、部民の和語的な漢字表記（たとえば鳥養部・馬飼部）は、名代・子代の部（プロトタイプを含めて）の表記から始まった可能性が強いと推測している（『日本古代国家的形成与中国和朝鮮』（中文）、『日本学』五、北京大学出版社、一九九五年）。和語読みの名代の資料が出土するのは、こうした歴史経過からみればそれなりの理由がある。

ところで、岡田山大刀銘について古い象嵌の大刀銘に、兵庫県八鹿町の箕谷二号墳がある。箕谷古墳群に属する一基で、六世紀末から七世紀初めに築造されたという。ただし、銅象嵌された大刀は追葬遺物という。『箕谷古墳群』（八鹿町教育委員会、一九八七年）によれば、銘文の釈読は、

戊辰年五月□

である。干支の「戊辰年」がみえるだけで、西暦六〇八年（推古十六）が想定されている。この銘文にはウチ名やカバネ名はないので、残念ながら資料にはならない。

以上のように、六世紀後半に築造された岡田山一号墳に「額田部臣」の銘文大刀がみえることは、六世紀半ばごろには額田部の部と額田部臣氏という伴造氏族が存在していたことを示唆する。本稿では、この出現過程を考察するために、いったん五世紀にさかのぼり、同時代の

金石文資料と中国書の『宋書』から検討を加えることにしたい。

二 五世紀の金石文からみたウチとカバネ

同時代的資料を使用するのは、いうまでもなく『古事記』や『日本書紀』が編纂物だからである。『古事記』は和銅五年（七一〇）、『書紀』は養老四年（七二〇）に撰上されており、後世の潤色・加筆の可能性があつて古い時代の史料としては使えない。したがって、同時代的資料の金石文の検討からはじめることになる。取りあげる金石文は、

a 稲荷山古墳出土の「辛亥」銘鉄剣（以下、稲荷山鉄剣銘と略す）

b 江田船山古墳出土大刀銘（以下、船山大刀銘と略す）

c 隅田八幡神社所蔵人物画像鏡銘（以下、人物画像鏡銘と略す）である。これより古いと想定される千葉県の稲荷台一号墳出土の「王賜」銘鉄剣があるが、現在判読されている釈文は表が「王賜□□敬

□（安か）」、裏が「此廷□□□□」であり、文字内容からみてもウチ・カバネの問題とは関連しないだろう。

稲荷山鉄剣銘は、『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』（埼玉県教育委員会、一九七九年）によれば次のとおりである。

a 釈文

（表）辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比境其兒多加利足尼其兒名且己加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半互比

（裏）其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今

獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記

吾奉事根原也

通説のように、「辛亥年」は四七一年、「獲加多支鹵大王」は「雄略

天皇」(後の漢風諡号の表記)でさしつかえないだろう。さて、この銘文には「杖刀人首」という職掌がみえ、また「獲居(ワケ)」「比埵(ヒコ)」「足尼(スクネ)」といったカバネ的な名がみえる。ところが、この銘文にはウチの名に相当する文字がない。治天下の王(後

の天皇)の名「獲加多支箇」をはじめ、

- (1) 意富比埵
- (2) 多加利足尼
- (3) 呂已加利獲居
- (4) 多加披次獲居
- (5) 多沙鬼獲居
- (6) 半豆比
- (7) 加差披余
- (8) 乎獲居(臣)

は、一字の字音で表記された個人名と、個人名に付加された何らかの尊称(傍線の細線・点線の部分)である。尊称も単なる尊称ではなく、称号的な意味をもつ可能性がある。というのは、これまでに指摘されているように、「魏志倭人伝」(三国志『魏書』東夷伝倭人条)に同じような言葉がみえるからである。「魏志倭人伝」によれば、対馬国や一大国(一支国)の大官に「卑狗(ヒコ)」、邪馬台国の官名に「弥馬獲支(ミメワケか)」があり、ヒコやワケがすでに三世紀半ばに存在する、歴史的性格をおびた言葉だからである。また、「魏志倭人伝」には、「大人」と「下戸」という階級が記されている。大人の訓みは「オホヒト」で、後にオビト(首)に約されたという『岩波古語辞典(補訂版)』の説が正しければ、カバネの語源自体は相当に古くなる。しかしながら、古代のカバネはウチの序列を表わすものである。その前史として位置づけるのであればともかく、ウチ名の成立前後では質的に異なったものである。したがって、仮にプレ・カバネと命名し

ても(井上光貞「カバネ・位階・官職」『井上光貞著作集』五、岩波書店、一九八六年)カバネと認定することはできない。社会関係における言葉の意味が質的に変化している以上、言葉の意味の類似性で判断することは避けるべきである。

次に、船山大刀銘に移る。最近公表された東京国立博物館による釈読をかかげる(『江田船山古墳出土 国宝銀象嵌銘大刀』吉川弘文館、一九九三年)。

- b 台天下獲□□□□鹵大王世、奉事典曹人名无□□□□、
 用大鐵釜、并四尺廷刀、八十練、□□□□十振、三寸上好□□刀、
 服此刀者、長壽、子孫洋々、得□□恩也、不失其所統、作刀者
 名伊太□□、書者張安也

この釈読は、クリーニングやX線透過撮影などの再調査に基づいている。再調査にともない、新たに鳥と魚の象嵌文様が発見されたことは、まだ記憶に新しいだろう。ところで、従来の筆者の見解は写真と学説史に負ったものであるが、参考のため次にかかげておきたい。『国史大辞典』一一(吉川弘文館、一九九一年)に発表しており、字句の異同は今後さらに検討を続けたい。

□□□□下獲□□□□鹵大王世奉□□典曹人名无□□□□、
 并四尺廷刀八十練□□十摺三寸上好□□刀服此刀者長□□子孫注々得
 三恩也不失其所統作刀者名伊太□□書者張安也

新釈読の「台」は「治」と同じであり、「獲□□□□鹵大王」・「奉事」・「典曹人」・「八月中」など、稻荷山鉄剣銘との類似表現は異ならず、新釈読によっても「獲□□□□鹵大王」は「雄略天皇」である。

さて、船山大刀銘には「典曹人」・「作刀者」と「書者」の名がみえる。典曹人の名は「无利互(ムリテ)」、作刀者は「伊太加(イタカ)」。ただし、新釈読は伊太和(イタワ)で、これも一字一音の表記による。稻荷山鉄剣銘にみえた個人名と同じ性格の名前であろう。ところ

が、問題になるのは書者の「張安」である。この名は二文字で、aとbでみてきた一字一音で表わす倭人系の名前とは異なっている。国産の金石文には類似表記がなく、後に述べる『宋書』倭国伝にみられる「曹達」と同じ、渡来系の人名であろう。張が姓（せい）で安が名である。この頃には二字の姓・名が多く、また張の名称は渡来系の姓にふさわしい。刀の製作は倭人系の技術者（伊太加）であったが、文字内容を記す場合には渡来系の人物が必要であったことになる。都およびその周辺には、このような渡来系の「書者」が存在していたのである。

このように船山大刀銘によれば、渡来系の人物は出身地域の姓を称していたのである。

三番目の人物画像鏡銘を福山敏男積文（『金石文』『日本古代文化の探究 文字』社会思想社、一九七五年）で示せば、次のようになる。

- c 矣^(悉)未^(意)年八月日十六王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念^(意)長^(意)奉、遣開中費直穢人今州利二人等、所白上同二百早、所此^(意)竟

この釈読については、周知のように種々の説がある。紀年と考えられる「癸未年」に関しても、近年「矣未年」と解して「未年」とだけみようとする見解もでている（東野治之『書の古代史』岩波書店、一九九四年）。筆者は「癸未年」説を採るが、この場合も四三三年とするか五〇三年とするかで、大きく変わってくる。ただし、この人物画像鏡は仿製鏡であるので、文字内容は倭国のことを記したことは動かない。「意柴沙加宮」の記載法から、倭国の地名は一字の字音の表記が用いられていることがわかる。

名については、釈読の違いからいくつかの事例を見出すことになる。福山積文の「日十六王」を「日十大王」（たとえば山尾幸久『日

本古代王権形成史論』岩波書店、一九八三年）と解する説を含めれば、

- (1) 日十大王（ないし日十大王）
- (2) 男弟王
- (3) 斯麻
- (4) 開中費直
- (5) (穢人) 今州利

が、人名の候補となる。(4)と(5)については、開中費直穢人と今州利とに分ける説もあるが、穢は朝鮮半島の穢という地名をさすだろう。最近の東野説もこの立場である（前掲書）。この説でいえば、今州利は渡来系の人名となり、姓と個人名とから構成されているとも解釈される。この場合は、張安と同じ扱いとなり、姓（今か）があっても問題は生じない。ただし、穢人であっても姓があるとは限らないから、今州利を個人名と考えてもさしつかえない。bの无利豆や伊太加から想定すれば、今州利も三音の個人名と解釈できそうである。

(1)と(2)を個人名と考えた場合、その訓みが難解である。ただし、王の場合は「獲加多支鹵大王」と同じように、名を記しただけなので、訓みの如何にかかわらず、ここには個人名しか記されていない。(3)の「斯麻」も同様に個人名の「しま」である。

したがって、検討の対象は「開中費直」にしばられてくる。仿製鏡である事実から立論すれば、人名は倭国に居住している人物となる。一部に「斯麻」を百済王の斯麻と考えて、開中費直を百済の地名とする説もあるが（川口勝康「隅田八幡人物画像鏡銘」『書の日本史』一）平凡社、一九七五年）、成立する余地はないだろう。費直は「直」とも表記され、表記自体は「河内直」「加不至費直」（『日本書紀』欽明二年七月条）と解釈していいだろう。『新撰姓氏録』には河内国諸蕃に河内連がみえるが、河内連の旧姓は河内直（天武十年へ六八一〜四月に改姓）である。「百済国の都慕王の男陰太貴首王より出づ」と記

されている。穢人と同じように、渡来系の人物ということになる。

次に検討しなければならぬのは、開中費直という表記の意味である。aの稲荷山鉄剣には、(2)多加利足尼・(4)多加披次獲居などがあり、これらと同様な開中費直(カフチノアタヒ)と解することも不可能ではない。ただし、この場合は河内直氏と結びつけることは問題を生じよう。ところで、穢人を個人名と解する立場では、開中(ウチ)費直(カバネ)穢人(個人名)ということになる。この説が正しければ、すでにウチとカバネの制度が成立した様相を示していることになる。この場合も、癸未年を四四三年とする説と五〇三年とする説とに分かれる。しかしながら、前述したように「穢人」は朝鮮半島の地名と関連した名称である。個人名と解することは難しいだろう。第三に想定されるのは、個人名が欠けたものとする考え方である。たとえば後世の史料となるが、法隆寺旧藏観音菩薩造像記には「辛亥年七月十日記、笠評君名大古臣(以下略)」とある。辛亥年は白雉二年(六五一)である。この造像記の笠評君に相当するのが開中費直と捉える考えである。つまり、笠評君の場合でいえば、「名大古臣」に相当する名が關していることになる。その理由としては、単なる脱漏ということとでなければ、何か意図的な事由によって記載されなかったか、あるいはまだウチの名に個人名を付加するようなスタイルが確立していなかったことによるだろう。後者の考えが妥当だと思われるが、他に明確な資料が残されているわけではない。いまだ表記形式が定まらない時期の過渡的名称と推測される。

さて、「癸未年」についてはいずれ自然科学的方法によって年代が確定する時期がくると思われる。現在の段階では、aの稲荷山鉄剣銘とbの船山大刀銘との対比で考察する手立てしかない。すでに述べてきたように、渡来人を除けば姓はなく、ウチ(開中)・カバネ(費直)・個人名(穢人)という表記法で四四三年説を唱えることは難しいとい

わねばならない^{論理}

三 『宋書』倭国伝からみた姓と名

『宋書』にはいわゆる倭の五王が記されており、周知のように讃・珍・済・興・武の五人である。これらが倭の五王の個人名であることはいうまでもない。夷蛮伝倭国条(以下、倭国伝と略称)によれば、讃の弟が珍であること、済の子に興と武がいたことが記述されている。しかし、珍と済との血縁関係が書かれていないので、従来いくつかの論争が行なわれてきた。

藤間生大『倭の五王』(岩波新書、一九六八年)・原島礼二『倭の五王とその前後』(塙書房、一九七〇年)・川口勝康『瑞刃刀と大王号の成立』(『古代史論叢』上、吉川弘文館、一九七八年)・鈴木靖民『倭の五王の外交と内政』(『日本古代の政治と制度』統群書類従完成会、一九八五年)などが、珍と済との間に父系の血縁関係を認めず、五世紀代に二つの王家が存在したことを主張している。

しかしながら、古くは菅政友「漢籍倭人考」(『菅政友全集』国書刊行会、一九〇七年)が述べていたように、倭国王も倭国の倭の一字を姓として、対宋外交にのぞんでいた。この事実を論証したのが、武田幸男「平西將軍・倭隋の解釈」(『朝鮮学報』七七、一九七五年)であった。倭国伝に、

倭国在高麗(高句麗)東南大海中、世修貢職。高祖永初二年、詔曰倭讚万里修貢。遠誠宜甄、可賜除授。(以下略)

とあるように、最初の「倭の五王」讚が「倭讚」と表記され、その後四人の「倭の五王」には倭の字が省略されている。珍と済との血縁関係は確かに記されていないが、文帝紀元嘉二十八年(四五二)七月甲辰条に、

安東將軍倭王倭濟、進号安東大將軍。

とみえ、濟は「倭濟」を名のつていた。この事実は、中国側が倭国の王族は父系の氏族であることを認識していたことを物語る。したがって、『宋書』から二つの王家の存在を主張することは正しくない。

このような国名を姓とするのは王族しか想定されず、対外交渉の必要から倭を姓として使用していた。王家が交替すれば、革命思想を有する中国においては、「王朝交替」を認めても不思議ではなく、姓の変化もさしつかえないのではなからうか。たとえば、『旧唐書』日本伝には「日本国者、倭国之別種也。以其国在日辺、故以日本」為名。或曰、倭国自惡其名不雅、改為日本。或云、日本旧小国、併倭国之地」とある記述も参考にならう。したがって、父系の王家に断絶があれば姓が変化してもかまわないだろう。

なお、倭国の国名を姓とする人物がもう一名いる。珍が、平西・征虜・冠軍・輔国將軍号を要請した「倭隋等十三人」の倭隋も、倭が姓で隋が個人名ということになる。倭国王と同じように倭を姓としていることからみて、王族の一員と想定することができる。

これら倭姓の人物以外に、元嘉二年に讚が派遣した司馬の曹達が倭国伝にみえる。曹が姓で達が個人名であり、船山大刀銘にみえる張安と同じような渡来系の人物であろう。

以上の検討結果によれば、『宋書』倭国伝では、倭国王とその一族、そして渡来系の人物が中国的な姓を名のつていたことが判明する。すでに述べたように、後者の渡来人の姓は船山大刀銘にみることができている。ここでは前者の倭国王とその一族にみえる中国的な姓の問題について述べておきたい。

ましがいなく六世紀代には実現するウヂ(氏)・カバネ(姓)制度において、治天下の王(のちの天皇)はウヂ名もカバネ名も保有することはない。律令制下の良・賤関係においては、姓(ウヂ名とカバネ)

を有する有姓者が良人であり、天皇と賤とは姓を有していない。つまり、無姓者である。換言すれば、倭国王は五世紀代には姓を有していたが、六世紀代のウヂ・カバネ制のもとでは、ウヂとカバネ名をもたず、自らその制度を形成しながら、ウヂ・カバネ秩序を超越した存在なのであった。したがって、ウヂ名や律令制下の姓と、五世紀における倭国王とその一族の倭姓とは、その性格が基本的に異なっているとみなければならぬ。

次に、この倭姓の使用の意味について述べておきたい。倭国王が国名を姓に使用したことは、倭国だけの独自の用法ではない。周知のように、高句麗の「高」に先例がある。しかも对中国外交の必要上、使われたと思われる。というのは、国内の政治的關係で使用されたとは限らないからである。最後の「倭の五王」の武は、倭武を名のつたはずである。倭武は、『日本書紀』の「大泊瀬幼武」、『古事記』の「大長谷若建」にあたる雄略天皇である。他の表記に、「大長谷命」(『古事記』允恭段)・「大長谷天皇」(『播磨国風土記』)などの呼称がみえる。

しかしながら、第一節で述べたように、日本列島の国内で用いられた銘文には、稻荷山鉄剣銘に「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時」、船山大刀銘に「治天下獲□□□□鹵大王世」と記されている。「幼武(若建)」の「獲加多支鹵」しか記載されておらず、倭姓が使用されていない。これは次のように解釈するしかないだろう。当時、倭国には渡来系の人物を除いて姓が存在しなかった。厳密にいえば、この姓が本来の姓としての役割をはたしていたかどうかは疑問が残る。しかし、倭国王が倭姓を名のつた事実がある以上、姓と理解されていたことは十分に推定が可能である。それはともかく、元来倭国王にも国内で使うような姓がなかった。しかし、対宋交渉の必要上、国名を姓として使わざるをえなかった、と。

最後に、『宋書』倭国伝と比較するために『隋書』倭国伝を取りあげる。

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、号_二阿輩雞彌_一、遣_レ使詣_レ闕。

開皇二十年は六〇〇年で、推古八年にあたる。いうまでもなく倭国王は推古女帝で、『日本書紀』では「豊御食炊屋姫」、「上宮聖徳法王帝説」に「止余美加志支夜比売」という(和風諡号)。幼名は額田部皇女である。姓アメ(阿每)・字タリシヒコ(多利思比孤)とは、まったく一致しない。いな、アメタリシヒコは一般的な言葉で、姓名にあたるものではない。

そもそも「中国人の通念からすれば、姓をもたない君主は理解できない」という(栗原朋信『上代日本対外関係の研究』一八二頁、吉川弘文館、一九七八年)。すでに『宋書』で姓が記載されているのだから、これが消滅するとは考えられないだろう。しかし、七世紀代の倭国王にはウチ名がなく、姓もない。虚構されたのである。

アメタリシヒコは、『通典』に「華言天兒也」とみえるので、これまで指摘されているように天子のことである。布村一夫のように「阿毎ウシ」と規定した研究者もいたが(『正倉院籍帳の研究』刀水書房、一九九四年)、ウチの存在を主張する本来の布村の主張の趣旨からいって、誤解をうけやすくやめた方がよい。かつて述べたように、タリシ(タラシ)は満足の意味の「足」の尊敬語なので、言葉どおりの意味では「天上世界でみちみちておられるりっぱな男」、つまり天にいたる尊い男子のことである(日本の歴史3『古代王権の展開』集英社、一九九一年)。こうした普通名詞を、あえて姓(アメ)と字(タリシヒコ)に分けて書かれたものである。

推古朝の外交では、倭国王を「日出処天子」、中国皇帝を「日没処天子」と同等の天子の称号を用い、主観的には対等の姿勢で交渉を試

みた。倭国王にウチ名や姓がない以上、五世紀の外交とは異なって姓を使用しなかった。しかしながら、風俗を問われた場では、意識的に誤解からか中国側に姓・字を書かれるようなやりとりになったのであろう。

しかし、五世紀の段階では宋の冊封関係にたく組み込まれていた。朝鮮半島の諸国と同じように姓を名のって外交交渉にあたったのである。こうした視点からみれば、五世紀の倭国王とその一族の姓は、対外関係からの評価にとどめなければならない。しかし、こうした対外関係における中国的な姓を、国内の社会関係に転化し、倭国的なウチ形成の契機となることは十分に評価しなければならないだろう。

四 五世紀後半〜六世紀の「社会変動」とウチ

これまでの考察によれば、五世紀には倭国王とその一族、および渡来系の人物がいわば中国的な姓を保持していた。そして、六世紀のころには、倭国内の人物が「額田部臣」のウチ名を有していたことになる。五世紀後半から六世紀前半における、こうした社会的変動をどのように捉えればよいのだろうか。

最初に、最近の考古学の研究動向に目を向けておきたい。社会的変動といえ、考古学という時期区分の問題となる。白石太一郎による古墳時代の政治史的時期区分によれば、

- (1) 三世紀後半ないし末葉
- (2) 五世紀後半
- (3) 六世紀末ないし七世紀初頭

が、古墳時代における三画期となる(『古墳時代の研究』一二「総論」、雄山閣、一九九二年)。(1)は古墳の出現で、畿内ヤマトを盟主とする

広域の政治連合の成立ないしその確立、(2)は畿内以外の地域の大型古墳の消滅で、この政治連合の内部における畿内勢力の覇権の確立、(3)は前方後円墳の造営停止で、畿内政権が他地域との関係において古い政治連合の絆を断ち切り、専制的・集権的な地方支配をめざす、ことを意味していたという(筆者は、白石の使う「畿内」の語の用法には疑問をもつが、そのまま引用した)。

これに対し、今日きわめて注目されている田中良之『古墳時代親族構造の研究』(柏書房、一九九五年)では、

- (1) 弥生時代終末期
- (2) 五世紀後半
- (3) 六世紀前半～中葉

の時期が示されている。(1)の弥生終末期から五世紀代は「きょうだい」(男と女を含む)原理に基づいて埋葬される時期(配偶者は含まず)であるが、(2)で男性家長とその子のみを埋葬する時期(配偶者は含まず)となり、家長の継承においては父系的かつ直系であるという。(3)の段階になって、はじめて夫妻が同一墓に埋葬されるようになる。田中はこれら三段階の変化のうち、父系的かつ直系の継承への変化という意味で、五世紀後半に大きな画期を認めている。そして、この親族関係の変化は当時の社会動態と連動したものと考えている(同書二八四頁)。

田中の研究は親族構造の分析という点で、ウチ・カバネの研究と密接に関係する。白石の研究と重ねた時、考古学的には五世紀後半は古代王権の統合の画期として、また親族構造における父系的・直系の継承への変化の画期として、たいへん注目すべき時期である。しかも、田中はこの変化が首長層Ⅱ支配層のみでなく、被支配層の民衆レベルまで変化したとする。ウチの成立を考察する場合は、(2)ばかりでなく、配偶者を含む点で(3)の夫妻の埋葬の画期も重要である。以上のよ

うな考古学的画期を念頭において、筆者が注目してきた人制と部民制の問題に移りたい(「倭国と大和王権」『岩波講座日本通史』二、岩波書店、一九九三年)。

人制というのは、稲荷山鉄剣銘の杖、刀人や船山大刀銘の典曹人、そして雄略紀をはじめとする『日本書紀』の養鳥人や典馬人である。これらは二字で表記される陶人(人の字を除くと一字)などを除くと、動詞(養)プラス名詞(鳥)から構成される漢語表記に人がつく。読みについては確定ができないが、雄略八年紀の注「典馬、此云三千麻柯比」などを参考すれば、漢語表記にもかかわらず、和語読みであった可能性が強い。

ところが、部民の表記はいわゆる職業部では、「衣縫部・鷹甘部・玉作部・日記部・日置部・矢作部」など、一般に和語順の漢字表記で、和文読みである。また、『令集解』に引用された官員令別記の職種表記も、たとえば職員令造兵司条の「甲作・鞆作・柄張・羽結」など、同じスタイルである。このように、**人と**部という人と部の相連のほか、**の部分の表記がまったく異なっている。筆者は、この変化に部民制が成立する上での表面的な力ギが隠れていると考え(『日本古代国家的形成与中国和朝鮮』)。

すでに「仕奉と貢納」(『日本の社会史』四、岩波書店、一九八六年)で明らかにしたように、ウチの成立は治天下の王(天皇)に対する仕え奉る(仕奉ないし奉事)という関係の成立が前提となる。こうした意味では、杖刀人も典曹人も獲加多支鹵大王と奉事の関係を結んでいた。溝口陸子『日本古代氏族系譜の成立』(学習院、一九八二年)が説いたように、『新撰姓氏録』の原本は、

- (1) ①始祖
- ②別祖の祖名

◎姓氏・職掌の由来

(2) ④改賜姓にかかわる系譜が骨格となっていた。(1)を単純化すれば、「祖のAが、B天皇の世に仕え奉り、Cというウヂ(およびカバネ)名を賜わる」ということになる。このウヂ名が与えられるのが、次の歴史的段階であり、部民制の成立と関係していると想定している。

***人という人制の名称は新羅の金石文にみることができ。しかし、元来は中国の制度呼称であり、遅くとも五世紀の対宋外交を通してもたらされたものであろう。しかし、部民制はすでに指摘されているように、百済の部制の影響が強い。獲加多支婁(雄略)で対宋外交は途絶えるが、その後には百済から導入されたものであろう。五世紀の対宋外交では、吉田孝も指摘するように、中国的な礼の秩序にしたがっていた(『古代社会における『ウヂ』』)。しかし、対宋関係の断絶とともに、新しい政治組織・社会関係の変化が芽生えてもよい。考古学的知見では、白石説では「畿内勢力の覇権の確立」、田中説では「父系的かつ直系的継承への変化」が存在するからである。この背後にある「社会変動」が、部民制の創出であり、ウヂの成立と考えることはできないだろうか。

前述したように、筆者は人制と部民制の漢字表記の差異に注目している。和語読みに漢字表記されるのは、部民の三区分説でいえば、①名代・子代と、②豪族所有部(いわゆる部曲)である。③職業部は、むしろ人制との関係が強いからである。名代・子代の部の名称は、狩野久によれば、穴穂部(穴穂宮)・小長谷部(長谷列木宮)のように宮号と関係する(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年)。宮号は地名などからなり、字音による和文表記となる。蘇我部や中臣部などの部曲が、字音の和文表記になることはいうまでもない。部曲の成立には、名代・子代の成立が歴史的前提になっていることは、容易に推察がつくだろう。このような理由によって、プロトタ

イブの名代・子代が契機となり、百済の部制の影響を受けて部民が成立したと、推測するのである。

ただし、人制と部民制とは、単なる漢字の表記や読みの問題にとどまらない、質的な違いがある。

部は王権に仕え奉るために派遣されるトモと、トモの維持のために設定されたベ集團をあわせた支配システムであった。この部民制が廃止される大化改新詔では、「子代の民」に屯倉、「部曲の民」に田荘とともに廃止の対象とされた。屯倉や田荘はおもに在地における農業経営の拠点であり、しかも部民のなかには屯倉・田荘経営と深い関係にある部も存在する。それはともかく、いわゆる職業部を除いて考えれば、屯倉・田荘との関係の面においても、人制と部民制とは構造的な差異が存在すると思われる。

以上述べたように、五世紀末から六世紀前半にかけての部民制の成立によって、日本でウヂが成立したと思われる。推測に推測を加えた箇所が多く、今後の研究の捨石としたい。

(補注) 最近、車崎正彦氏は考古学的方法による検討から、癸未年の

五〇三年説を提起している(『隅田八幡人物画像鏡の年代』『継体王朝の謎』河出書房新社、一九九五年)。

(付記)

筆者の研究課題は、「六一―七世紀における氏・姓制の研究」であったが、氏の成立史に重点があるので、表題のように改めた。七世紀の氏は『日本書紀』研究が中心となるが、機会を改めたい。

(よしむら たけひこ)